

## 令和元年度地域密着型サービス事業所実地指導の結果報告について

長久手市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会設置要綱第2条第1項第8号に基づく事業者の質の確保がされているか確認するため、①小規模多機能型居宅介護「楽家晴」及び②小規模特別養護老人ホームだいたい村の実地指導を実施しました。

## ①【小規模多機能型居宅介護「楽家晴」】

- 1 実施日  
令和元年12月5日（木） 午前9時30分～正午
- 2 対象事業者
  - (1) 住所 長久手市草掛1番地1
  - (2) 法人名 有限会社ハートフルハウス
  - (3) サービス種別 小規模多機能型居宅介護
  - (4) 事業所名 小規模多機能型居宅介護「楽家晴」
- 3 指導職員  
尾三連携アドバイザー 市川公男、  
東郷町高齢者支援課 塚田綾  
長久手市長寿課 遠藤健一  
長久手市長寿課 青木雄太郎
- 4 実地指導内容
  - (1) 重点的な確認内容
    - ア 事業運営状況（サービス提供及び利用者状況等）
    - イ 人員基準（管理者、介護支援専門員、従業者が基準通り配置されているか。）
    - ウ 運営基準（利用者への同意、書類の整備等、サービス計画の確認等）
    - エ 加算指導（サービス提供が過小である場合の減算、初期加算、認知症加算（Ⅰ）、看護職員配置加算（Ⅰ）、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算）※減算は該当しないことを確認。
  - (2) 改善指示事項
    - ・書類の保存期間に関する規定について、「完結（サービス終了）の日から」5年間とすること。（以前は「保存期間は5年間」といった規定だった。）
    - ・利用料の自己負担分に関する規定について、3割負担を追記すること。

## ②【小規模特別養護老人ホーム だいたい村】

- 1 実施日  
令和元年12月5日（木） 午後1時30分～午後4時
- 2 対象事業者
  - (1) 住所 長久手市前熊下田155番地
  - (2) 法人名 社会福祉法人愛知たいようの杜
  - (3) サービス種別 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(4) 事業所名 小規模特別養護老人ホーム だいたい村

3 指導職員

尾三連携アドバイザー 市川公男、  
東郷町高齢者支援課 塚田綾  
長久手市長寿課 遠藤健一  
長久手市長寿課 青木雄太郎

4 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

ア 事業運営状況（サービス提供及び利用者状況等）

イ 人員基準（医師、生活相談員、介護職員・看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員が基準を満たして配置されているか。）

ウ 運営基準（利用者への同意、書類の整備等、サービス計画等の確認）

エ 加算指導（日常生活継続支援加算（Ⅱ）、看護体制加算Ⅰイ、夜勤職員配置加算Ⅱイ、個別機能訓練加算、入院・外泊時費用、初期加算、栄養マネジメント加算、看取り介護加算（Ⅰ）、介護職員処遇改善加算、）

(2) 改善指示事項

- ・サービス利用料金の支払いの規定について、利用料を一旦全額支払う場合に介護保険料を滞納している場合を追記すること。